

【退職済従業員向け】新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の申請に関するお知らせ

■慰労金手続きについて

厚労省より発表されました「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の申請」におきまして、令和2年3月13日から6月30日の間に10日以上勤務された退職者の皆様にも5万円の慰労金が支給されることとなりました。

※5万円・・・新型コロナ感染者ならびに濃厚接触者が出ていない事業所にて勤務し、利用者と接した場合

なお、現在お勤めの施設等で支給申請をされる場合は対象外となります。(一人につき1回)

【個人申請について】

申請書等を以下のホームページからダウンロードしてください。

佐賀県ホームページ

「個人申請様式 ※医療と介護は別になっております」

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00376470/index.html>

※マニュアル等を確認しながら手続きをお願いいたします。

【お願い】

申請にあたって、慰労金申請書にて勤務を証明するための法人印が必要となります。

申請書原本ならびに返信用封筒(切手を必ず貼付)を

医療法人清友会

担当:西原宛までご郵送ください。

【注意事項】

年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は勤務日として扱われません。

また、慰労金の支給時期については佐賀県での審査を経て早くとも申請月2ヵ月後になることをご理解ください。

★ご不明な点につきましては医療法人清友会 西原宛までお願いいたします。

連絡先:0952(98)3355

慰労金申請書送付先 ★個人申請の場合は返信用封筒(切手貼付)を忘れずに!

〒849-0901 佐賀県佐賀市久保泉町川久保 5457

医療法人清友会 西原宛

※当法人から慰労金給付に関する申請書類の手配・郵送は対応しておりません。